高島市いじめ防止基本方針

平成26年12月

(平成30年3月改定)

高 島 市

■高島市いじめ防止基本方針

はじめに

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的考え方
- 2 いじめ防止等のために市が実施する施策
- (1) 高島市いじめ防止基本方針について
- (2) いじめ問題対策連絡協議会の設置
- (3) 市教育委員会の附属機関の設置
- (4) いじめの防止の手立て
- (5) 早期発見のための手立て
- (6) いじめへの対処
- (7) 家庭や地域、関係機関との連携
- (8) 学校への支援、指導
- 3 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策
- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) いじめを許さない学校づくり
- (4) いじめの防止と早期発見
- (5) いじめへの対処
- (6) いじめの解消
- (7) 職員研修の充実
- (8) 家庭との連携
- (9) 地域との連携
- 4 重大事態への対処
- (1) 市教育委員会または市立学校による調査
- (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

はじめに

1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、 その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、 その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

市および市教育委員会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。 以下「法」という。)の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」 (平成25年10月11日策定 平成29年3月14日改定)の内容、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の理念や目的等を踏まえ、本市の児童生徒の権利利益の擁護に資することおよび尊厳を保持するため、児童生徒の生活にかかわるすべての関係者が連携し、いじめと児童生徒の人権などの問題に関心を持ち続け、問題の克服に向けて取り組めるよう気運を高め、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、高島市いじめ防止基本方針を定めるものとします。

2 本市は、これまで、地域の人々が強く持っている「お互いさま(他人への思いやりはいつか自分も受ける)」、「おかげさま(自分はいつもまわりの人や環境に支えられているという感謝)」の思いを、まちづくりを進めていく上での理念としてきました。周りのすべてに思いやりと感謝の心をもって接することは、中江藤樹先生の「五事を正す」の学びでもあります。子どもたちが、高島市の豊かな自然や地域の先覚の教えである誠実さや温かさ、粘り強さが残る風土のもとで、心身ともに健やかに成長していくことは、すべての市民の願いです。

市は、これらをまちづくりの理念と目標にして取り組んでおり、児童生徒の保護者とともに、心身ともに健やかに育成する責任を負っていることから、いじめに対して市全体が一丸となって取り組むものとします。

「五事を正す」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、 その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、 広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重 大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活および家庭 生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校のみならず、社 会全体で、いじめが行われなくなることを目指して推進しなければなりませ ん。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならないと本市は考えています。

(2) いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

<法 第2条>

法第2条の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要

があります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、学童保育所等において当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指すものとします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、 隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあ るため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、 いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたとき、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告するとともに、適切な方針について検討することは必要となります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談・通告または通報の上、子ども家庭相談センターや警察と連携した対応を取ることが必要です。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの社会でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

また、いじめは、自他ともに認められる明らかないじめだけではなく、コミュニケーション不足からくる意思の擦れ違いによるものまで、認識の違いが大きく、共通認識が難しいという問題を含んでいることに留意することが必要です。

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

① いじめの防止

いじめ問題のより根本的な克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

また、いじめの未然防止に向けて、家庭や学校、地域において児童生徒の発達段階に応じた道徳観や規範意識を身に付け、「いのちを大切にする心」や、ひとりひとりを認め合い「他者を思いやる気持ち」を育むこ

とが重要です。

このため、学校においては、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要となります。また、道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会、生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

家庭や地域においても、児童生徒が自己有用感や充実感を感じられるよう、家族や地域の人たちとふれあう機会を充実させる一方で、大人が児童生徒の育ちに関心を持つことが大切であり、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こりうることを踏まえ、 地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人 が児童生徒を見守り、育てる意識を持つように働きかける取組が重要で す。

いじめの早期発見のため、市ならびに市教育委員会および学校は、児童生徒に対し様々な相談窓口の周知や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者が連携して児童

生徒を見守り、些細な出来事や子どもからの訴えに気付き、気軽に相談 し合える環境づくりが必要です。

③ いじめへの対処

いじめが疑われる事案に気づいた場合、学校は直ちに、いじめを受けた 児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたと される児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的 な対応を行うことが必要です。また、保護者や教育委員会への連絡・相 談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は日頃から、いじめが疑われる事案に気づいた場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

④ 家庭や地域等との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、市関係部局と学校関係者、家庭、地域、その他児童生徒に関わる関係者との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校協働本部や学校運営協議会等を活用したりするなど、いじめの問題について家庭、地域、その他児童生徒に関わる関係者と連携した対策を推進することが必要です。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、市および市教育委員会が、学校と家庭、地域、その他児童生徒に関わる関係者と共に、組織的に連携・協働し、協力体制を構築することが重要です。

⑤ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、市および市教育委員会ならびに学校と家庭、地域、その他児童生徒に関わる関係者が組織的に連携し、市教育委員会や学校において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局、要保護児童対策地域協議会等)との適切な連携が必要であり、警察や子ども家庭相談センター等との適切な連携を図るため、日頃から、市ならびに市教育委員会および学校と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関や要保護児童対策地域協議会等との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、市ならびに市教育委員会および学校が、関係機関による取組と連携することも重要です。

2 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1) 高島市いじめ防止基本方針について

市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。また、総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針および施策の見直しを図ります。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、「高島市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「市いじめ連絡協議会」という。)を設置することとし、学校、教育委員会、市関係部局、警察ならびに法第14条第1項の規定に基づき、法律や心理、福祉の専門家等を構成員とし、関係機関との連携を図り、いじめ問題に対応していくものとします。市いじめ連絡協議会は、主に以下の内容を担うものとします。

- ① 関係機関等相互の情報の交換および共有化を図り、連携および協力を推進すること。
- ② その他いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言に関すること。

(3) 市教育委員会の附属機関の設置

市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関として、「高島市いじめ問題対策委員会」を設置します。

その構成員は、法律や心理、福祉の専門家や学識経験者等とします。 いじめ問題対策委員会は、主に以下の内容を担うものとします。

- ① 高島市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するために、専門的知見を与えること。
- ② 市立学校におけるいじめについて、学校から重大事態の報告を受けた場合、その他必要な場合に、市教育委員会の調査組織となること。(重大事態への対処については「4重大事態への対処」に詳述)

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係また

は特別の利害関係を有しないもの(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとします。

(4) いじめの防止の手立て

- ① 乳幼児期は、子どもが最も成長・発達し、人間としての基礎が形成される極めて重要な時期であるため、市は、保護者および乳幼児に対し、虐待の未然防止に努めるとともに、保育・教育・子育てという一連の営みの中での支援に努めます。
- ② 乳幼児期に発達の道筋に沿って成長するために必要となる乳幼児保育・教育を実践するため、保護者や地域と共に市の乳幼児保育・教育内容の一層の充実に努めます。
- ③ 市および市教育委員会は、保護者に対し、子ども自身が人権を意識し、いじめを「しない、させない、見逃さない」ための子育てを支援するなど、いじめの未然防止に係る取組を進めます。
- ④ 市教育委員会は、全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育および 体験活動等の充実を図ります。
- ⑤ 市および市教育委員会は、家庭や地域において、児童生徒が、自己有用 感や充実感を感じられるよう、家族や地域の人たちとふれあう機会を充実 させるとともに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識 を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努め ます。
- ⑥ 市および市教育委員会は、インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)が、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることから、インターネット上のいじめを防止し効果的に対処できるよう、必要な広報その他の啓発活動を行います。

(5) 早期発見のための手立て

- ① 市および市教育委員会は、保護者が、子どもを心身ともに健やかに育成できるよう、また、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、乳幼児期、認定こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校等における様々な段階において、保護者への啓発および各種相談窓口の設置により、保護者の支援に努めます。
- ② 市および市教育委員会は、いじめに関する相談窓口を確保し、心に問題をもつ児童生徒や悩みを持つ児童生徒、その保護者に対して身近に相談が

できる機会や相談できる環境づくりにより、家庭教育のサポート体制の充実に努め、ひとりひとりの育ちをサポートする体制を整えるよう努めるとともに、市および市教育委員会が設置した窓口を児童生徒、保護者および市内の関係者に周知します。

- ③ 市教育委員会は、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- ④ 市および市教育委員会は、学校間や教育機関、警察、法務局、要保護児 童対策地域協議会などの関係機関との連携を促進し、相互の連絡調整や情報交換を行います。

(6) いじめへの対処

- ① 市教育委員会は、「重大事態」に対処し、速やかに質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。また、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じます。(重大事態への対処については「4重大事態への対処」に詳述)
- ② 市教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な措置を講じます。

(7) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 市および市教育委員会は、いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう市要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者との連携の強化、特に学童保育所、スポーツ少年団などの学校および家庭以外の場で児童生徒に直接関わる機会のある団体の協力や連携といった支援を受けられるような体制を整備するよう努めます。
- ② 市教育委員会は、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進します。

(8) 学校への支援、指導

- ① 市教育委員会は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員を配置するとともに、学校に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校の取組を支援します。
- ② 市教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の取組状況を点検・分析

するとともに、その取組の充実を図るための教職員の資質向上および学校 の生徒指導体制の充実に資するため、指導主事による学校訪問を行うなど、 学校に適切な指導や支援を行います。また、いじめの定義の周知徹底やい じめの防止、子どもの自尊感情の高め方などを内容とした教職員研修を行 う等、学校運営の改善を支援します。

③ 市教育委員会は、学校評価において、いじめ防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるようにします。

3 いじめ防止等のために市立学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、 教育相談体制、校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」とし て策定します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校に常設の「いじめ防止対策委員会」を置き、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめの防止等の対策に取り組みます。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応できるよう、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図ります。

- (3) いじめを許さない学校づくり
 - ① 正義感や人権尊重の意識等の育成 全ての教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童生徒の正義感や人権尊重の意識等を育成します。
 - ② わかる授業、魅力ある授業の創造 わかる授業、魅力ある授業を通して「自己有用感」「共感的人間関係」 「自己決定力」を育みます。
 - ③ 道徳教育・人権教育や特別活動の充実 道徳教育・人権教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」 などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、 正しく対処する力」(インターネット上のいじめへの対処を含む)や「豊

かな人間関係を育む力」を育成します。

- ④ 認め合い、相談できる集団づくり一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気に満ちた学級や集団づくりに努めます。
- ⑤ 児童生徒との信頼関係づくり 児童生徒が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに 努めます。
- ⑥ 児童生徒による主体的な活動の展開 道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会、生徒会活動等において、 児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめの 防止等の対策にかかる取組を設けるなどして、子ども同士が支え合う児 童生徒の主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

(4) いじめの防止と早期発見

① 些細な変化を見逃さない取組 児童生徒の些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎 内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童生徒とのふれあい に努めます。

② 児童生徒へのアンケートの実施 アンケートを学期に1回は実施し、いじめをはじめとする児童生徒の 悩みや訴えを早期に把握します。学校の実態に応じて、アンケートの調 査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、児童生徒の実態の把握に努め ます。

③ 教育相談の実施

教育相談を定期的に実施し、いじめをはじめとする悩みや課題を児童 生徒の心情に寄り添い共感的な理解に努めます。また、担任だけでなく 多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行います。

④ 情報交換会等の実施 全ての教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できる よう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。

(5) いじめへの対処

- ① 「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底 日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全ての教職員 が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。
- ② 全ての教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で 対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委 員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に 対応します。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関と の連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

④ 重大事態への対処

重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査や市 教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行います。

(6) いじめの解消

国のいじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、単に謝罪をもって 安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」であ るかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認する ことにより判断します。

- i) いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を 目安とする)継続していること。
- ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害 児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できてい ること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあ り得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児 童生徒を日常的に注意深く見守ります。

(7)職員研修の充実

① 指導力の向上

児童生徒や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

② 校内研修の充実

児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための 教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたい じめに関する職員研修会を実施します。

(8) 家庭との連携

① 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童生徒の様子を今まで以上に学校便りや学年通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

② 保護者との協力

保護者との連絡をより密にして、児童生徒の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

③ PTA活動の促進

PTA活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が児童生徒の様々な課題(インターネット上のいじめを含む)等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

(9) 地域との連携

① 学校運営協議会との連携

校長が、学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

② 地域への働きかけ

学校の取組や児童生徒の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童生徒に関する課題について、理解と協力を求めます。

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成 29 年 3 月文部科学省)」に沿って適切に対応します。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。<法 第28条第1項>

(1) 市教育委員会または市立学校による調査

① 重大事態への対処 学校は設置者である市教育委員会を通じて市長へ事態発生を報告します。

② 調査主体 市教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断 します。

- ③ 調査を行うための組織
 - ・市教育委員会が主体になる場合は、教育委員会に設置される附属機関 「高島市いじめ問題対策委員会」が実施します。
 - ・学校が調査の主体となる場合は、各学校に常設の「いじめ防止対策委員会」等を母体として、適切な専門家を加える組織とするか、第三者のみで構成する組織とするかを適切に判断し、実施します。
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・この調査は、学校や市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態 への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
 - ・学校や市教育委員会が、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、調査主体の附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。
 - ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を速やかに調査するように努めます。
 - ・いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめられた児童 生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査 実施が必要です。
 - ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒 の保護者の要望・意見を十分に聴取し、在籍児童生徒や教職員に対す る質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

⑤ 調査結果の提供および報告

- ・市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明をします。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行います。
- ・これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、市教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導および支援を行います。
- ・調査結果については、市教育委員会から市長に、報告します。いじめ を受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受 けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、 調査結果の報告に添えて市長に送付します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

① 再調查

- ・市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。
- ・市長が、再調査を行うに当たっては、専門的な知識または経験を有する第三者等による組織を設けて行います。
- ② 再調査の結果を踏まえた措置
 - ・市長および市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
 - ・再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告します。
 - ・いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供 します。